

広島市告示(東区)第22号

令和7年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	車庫区域	搬去場所	搬去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	250312101001	自転車	東_規制区域_広島駅北口		2025/03/12	F70917603	広島う541822	普通	あずき